

◆ 木造住宅にお住まいの皆さんへ

木造住宅の耐震化を支援しています

【問い合わせ】 住宅課 ☎ 22-9737 FAX 22-9736 ✉ jutaku@city.iga.lg.jp

南海トラフで大規模地震が発生すると、市全域で震度6強から6弱の強い揺れが起こると言われています。大地震に備え、皆さんのご家族の命を守るために、自宅の耐震性を把握し、必要な耐震補強などをおこなうことが大切です。

木造住宅耐震診断事業

専門家の耐震診断を無料で受けられます。必要があれば早めに改修しましょう。

【募集戸数】 50戸（予定）

【対象】 次の全てを満たす住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築（着工を含む）された木造住宅で、3階建て以下の住宅
- 専用住宅、共同住宅・長屋建住宅（居住者の承諾が必要）、併用住宅（延床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの）
- 在来軸組構法（柱などの接合部を金物で止める一般的な構法）、伝統的構法（柱などを木組みによって建てる構法）、枠組壁構法（ツーバイフォー工法）の住宅

※丸太組構法（ログハウス）などは対象外

木造住宅の耐震補強設計・耐震補強（改修工事）事業

木造住宅の地震への安全性を高め、被害を少しでも

軽くするために、希望する人に木造住宅耐震補強設計・補強（改修工事）事業費の一部を補助します。

【対象】 次の全てを満たす住宅

○ すでに受けた耐震診断の結果で、評点が0.7未満であった木造住宅に対し、評点を1.0以上にする耐震補強設計・補強事業

○ 現に居住している、または居住が見込まれる住宅

【補助額】 市ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

税の控除が受けられます

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）で建築された住宅の耐震改修を行った場合には、所得税額の控除（工事費用の10%相当額、上限25万円）や固定資産税額の減額（120㎡相当額）があります。

【申込方法】 住宅課または各支所振興課にある申込用紙に必要事項を記入・押印の上、郵送または持参で提出してください。なお、申込用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

【申込期限】 12月27日（金）

※予算の範囲内での補助のため、件数に限りがあります。

【申込先】 住宅課

◆ 感謝状を贈呈しました

学校給食に使用する調味料の寄附をいただきました

【問い合わせ】 いがっこ給食センター夢 ☎ 21-8194 FAX 21-8199 ✉ igakko@city.iga.lg.jp

3月14日（木）、学校給食用調味料の寄附をいただいた伊賀越嶺に、伊賀市長から感謝状を贈呈しました。

伊賀越嶺からは、平成22年度から毎年、学校給食で使用する調味料の寄附をいただいております。今回で10年目になります。平成31年度も、濃口しょうゆ800ℓ、玉みそ300kgの寄附をいただき、いがっこ給食センター夢で使用させていただきます。濃口しょうゆは煮物や和え物などに、玉みそはみそ汁に使用します。



◆ 伊賀市の将来についてともに考えませんか

総合計画審議会委員募集

【問い合わせ】 総合政策課 ☎ 22-9620 FAX 22-9672 ✉ sougouseisaku@city.iga.lg.jp

伊賀市総合計画・自治基本条例の見直しに向けた調査・審議などを行うため、伊賀市総合計画審議会の委員を募集します。

【募集人数】 若干名

【応募資格】

- 次の全てに当てはまる人
- 市内在住・在勤の満 18 歳以上の人
- 市議会議員・市職員でない人

【任 期】 委嘱日から 2 年間

※委嘱日は、7 月 28 日以降、初めて行われる総合計画審議会の開催日です。

【開催回数】 年 4 回程度

※原則、平日の昼間 2 時間程度

【報 酬】 6,000 円/日 ※市の規定に基づく。

【応募方法】

「伊賀市総合計画審議会委員への応募動機」(800 字以内、様式は自由)に住所・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・電話番号を記入の上、郵送・Eメール・持参のいずれかで申し込んでください。

郵送の場合は封筒に朱書きで、Eメールの場合は題名に「総合計画審議会委員応募」と明記してください。

【選考方法】 作文審査

※選考結果は全員に通知します。

【応募期限】 5 月 24 日(金) 必着

【応募先】

総合政策課

◆ 農業経営のスペシャリストをめざしましょう

認定農業者になりませんか

【問い合わせ】 農林振興課 ☎ 22-9712 FAX 22-9715 ✉ nourin@city.iga.lg.jp

認定農業者制度は、自ら経営改善に取り組むやる気と能力のある農業者が、「農業経営のスペシャリスト」をめざす「農業経営改善計画」を作成し、市が審査、認定する制度です。

市には、平成 31 年 3 月末現在、230 人の認定農業者がいます。認定農業者として地域農業の中心的役割を担いませんか。

【認定農業者への主な支援】

経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)の交付対象、農業経営基盤強化資金の融資など

【申込方法】

農業経営改善計画を作成し、提出してください。提出様式は農林振興課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

【申込期限】

農業経営改善計画認定申請の相談は随時受け付けます。次の受付期間を参考に提出してください。

- 6 月中旬認定分 4 月 26 日(金)
- 9 月中旬認定分 7 月 31 日(水)
- 11 月下旬認定分 10 月 15 日(火)
- 3 月中旬認定分 令和 2 年 1 月 31 日(金)

※ 1 月 31 日以降の提出分は翌年度の認定になります。

【申込先】 農林振興課

